

京都市告示第513号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、財団法人京都市都市整備公社を京都市公金収納受託者とし、京都市梅小路公園（指定管理区域外の区域の内交通弱者用駐車場部分に限る。）の使用料の徴収及び収納業務を委託します。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作
(南部みどり管理事務所)